

見附市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第9号

見附市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

見附市職員の通勤手当の支給に関する規則（昭和43年見附市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 第12条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条第1項中「を求め」を「又は第12条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求め、」に改める。

第6条第1項中「新幹線鉄道等」を「条例第25条の2第3項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第7条第1項中「運賃等相当額（次項）の次に「及び第7条の3第2号」を加える。

第7条の3第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第8条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「90分以上であるもの」の次に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第9条中「おいて、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないと

きの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める」を「おける次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第25条の2第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第10条を削る。

第11条の見出し中「新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第1項中「新幹線鉄道等に係る通勤手当の額」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額」に改め、同条第2項中「新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第3項中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第12条の2第4項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、同項後段中「第1号」の次に「及び第2号」を加え、「、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と」を削り、「「運賃等の」」を「同号中「運賃等」」に改め、「の額の2分の1に相当する」を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第11条 条例第25条の2第4項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第25条の2第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(権衡職員等の範囲)

第11条の2 条例第25条の2第4項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

第12条の見出しを削り、同条中「次に掲げる職員」の次に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第1号中「次に掲げる事由が生じた」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第2項に規定する職員派遣（第13条の

2第1項第3号及び第13条の3第2項第2号において「職員派遣」という。)から職務に復帰した」に改め、「掲げる職員で」の次に「、当該事由の発生に伴い」を加え、「当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める住居」を「特定住居」に改め、「でその利用が第10条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）」に、「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第10条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以降に当該地域へ転居する場合における当該日以降の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

(4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以降に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当

該日以降の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

第12条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居(以下この項において「事由の発生等」という。)の日以降に転居する場合における当該事由の発生等の日以降の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。)であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。))と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。))とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第12条の2第1項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、「期間(以下この条)の次に「、第13条の2第2項第2号」を加え、同条第2項中「離職」の次に「(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条の2第2項に規定する地方公共団体の休日

に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い地方公共団体の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)を」を加え、同条第4項中「条例第25条の2第5項」を「条例第25条の2第6項」に、「次の各号に掲げる」を「1箇月当たりの運賃等相当額等(第7条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第25条の2第2項第2号に定める額(第7条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第13条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。))が15万円を超えるときにおける」に、「同項」を「条例第25条の2第6項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項各号を削る。

第13条の2第1項中「条例第25条の2第6項」を「条例第25条の2第7項」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第25条の2第6項」を「条例第25条の2第7項」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等(第7条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第25条の2第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。))が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、「当該事由に係る普通交通機関等」の次に「又は新幹線鉄道等」を加え、「運賃等相当額等が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、「超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等」の次に「及び新幹線鉄道等」を、「場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等」の次に「及び新幹線鉄道等」を、「定期券の運賃等」の次に「及び特別料金等」を加え、同項第2号中「運賃相当額」を「通勤手当算出基礎額」に、「5万5,000円」を「15万円」に改め、「超えていた場合」の次に「」を加え、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに市長の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつ

ては、零)」に改め、同号中ア及びイを削り、同条第3項を削り、同条第4項中「条例第25条の2第6項」を「条例第25条の2第7項」に、「前2項」を「前項」に改め、「同一であるときは、」の次に「市長の定めるところにより」を加え、同項を同条第3項とする。

第13条の3第1項中「条例第25条の2第7項」を「条例第25条の2第8項」に改め、同項第1号ただし書中「ただし、新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を、「当該新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第6号）の規定による改正前の見附市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第25条の2第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の見附市職員の通勤手当の支給に関する規則（以下この項において「改正前の通勤手当規則」という。）第7条の3第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の通勤手当規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。））、同項第2号に規定する額（改正前の通勤手当規則第7条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第25条の2第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第7項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第3項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち

次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の通勤手当規則第12条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

（1） 普通交通機関等及び改正前の給与条例第25条の2第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5,000円を超える場合のものに限る。）

（2） 改正前の給与条例第25条の2第3項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。

（1） 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5,000円を減じて得た額

（2） 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超える場合にあっては、2万円）を減じて得た額

4 この規則による改正後の見附市職員の通勤手当の支給に関する規則（次項及び附則第6項において「改正後の通勤手当規則」という。）第11条の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。

5 改正後の通勤手当規則第11条の2の規定は、施行日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

6 改正後の通勤手当規則第12条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居を

したものを除く。)にも適用する。